

●誘導施設一覧

都市機能	施設	根拠法令、条例等	都市機能誘導区域内			都市機能誘導区域外
			麓別地域	幌別地域	登別地域	
行政機能	市役所	「地方自治法第4条第1項」に基づく地方公共団体の事務所。	建	休	建	建
	支所	「地方自治法第155条」及び「支所設置条例」に基づく市役所支所。	休	建	休	建
教育・文化機能	図書館	「図書館法第10条」及び「登別市立図書館条例」に基づく図書館。	建	休	建	建
	文化施設	<ul style="list-style-type: none"> 「博物館法」に基づく博物館や博物館相当施設。 市民の学習や文化の向上を目的として市条例で設置する施設。 	建	休	休	建
交流機能	拠点となる集会施設	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積1,000㎡以上の集会施設。 「登別市コミュニティセンター条例」に基づくコミュニティ施設のうち、延べ床面積1,000㎡以上の施設。 	休	建	休	建
子育て支援機能	子育て支援拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> 「児童福祉法第6条の3第6項」に基づく地域子育て支援拠点事業を行う施設。 「登別市子育て支援センター条例」に基づく施設。 	休	休	休	建
介護福祉機能	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 「介護福祉法第115条の46」に基づく地域包括支援センター。 「登別市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例」に基づき事業を行うための施設。 	休	建	休	建
	老人福祉センター	「登別市老人福祉センター条例」に基づく老人福祉センター。	建	休	建	建
医療機能	病院（内科・外科）	「医療法第1条の5第1項」に基づく病院で、病床数が20床以上の施設。	休	休	休	建
商業機能	総合スーパー	「大規模小売店舗立地法」に基づき届出対象となる店舗面積が1,000㎡以上の店舗で、食料品とその他の取扱がある施設。	休	休	休	建
金融機能	銀行・信用金庫・ゆうゆう窓口のある郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 「銀行法第2条第1項」に基づく銀行。 「信用金庫法」に基づく信用金庫。 「郵便法」に基づく郵便局で、ゆうゆう窓口のある施設。 	休	休	休	建

建：開発行為・建築行為等を行おうとする場合に届出が必要
 休：休廃止しようとする場合に届出が必要